名張市観光パンフレット制作業務委託仕様書

第1 目的

名張市内の観光情報を、分かりやすく効果的に発信するための名張市総合観光パンフレットを制作することを目的とする。

第2 業務内容等

- 1 業務名称 名張市観光パンフレット制作業務委託
- 2 委託期間 契約の日から令和2年3月31日 (火) まで
- 3 業務内容
 - (1) 表紙及び本文全体に渡る企画、デザイン等の作成
 - ア 企画立案、デザイン、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集、 校正等観光パンフレットの制作に必要なすべての作業を実施する こと。
 - イ カラーユニバーサルデザインに配慮した色彩等を用いること。
 - ウ 必要素材は、基本として名張市が提供し、必要に応じて、受注者 が本業務に使用する写真の撮影及び収集を行うこと。

なお、受注者が収集する必要素材予定数は、次のとおりとする。

- (ア) イラスト 30点
- (イ) 写真 20点(現地取材を含む。)
- エ 規格は、A4版24ページでオールカラーとする。

(2) 電子データの作成

ア 受注者は、次に記載するデータを作成し、電子媒体で納品すること。なお、データの元となった画像データ、イラストデータ、図表データ及び文字データも合わせて納品すること。

(ア) PDFデータ

- a 高解像度PDFファイル (二次利用用)
 - ・文字等が摘出できること。
- b 低解像度 P D F ファイル (ホームページ用)
 - ディスプレイへの表示及び印刷時も判別が可能である こと。
 - ・PDFファイルのサイズを10MB以下にすること。

(イ) イラストデータ

・Adobe Illustrator で作成した、再編集が可能なデータ(形式)であること。

第3 留意事項

- 1 一般的事項
 - (1)受注者は、本業務の遂行状況について、名張市に随時報告を行うこと。
 - (2)受注者は、本業務の履行にあたり、知り得た機密、個人情報等をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。なお、本業務を通じて知り得た個人情報については、名張市個人情報保護条例(平成15年条例第1号)の適用を受けるものとする。

2 業務体制

- (1) あらかじめ、名張市と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (2) 責任者を明確にし、本業務を遂行するに当たり、必要な人材及び担 当者を確保すること。

3 個別事項

- (1) コンセプト等
 - ア 水源都市である名張市の「水」を通じて、観光資源をテーマ毎に 紹介するとともに、鮎釣り、カヌー、キャンプ、バーベキュー等 「名張遊び」を写真やイラストにより視覚的に紹介し、かつ、名 張市地域の観光の訴求力向上に資する内容とする。
 - イ アウトドア・アクティビティを求める観光客及び家族旅行者を主 なターゲットとする。
 - ウ 観光客が「名張らしさ」をイメージできる内容とする。
 - エ 納品された電子データを使用して、今後デジタルブック及び外国 語版を制作することができるレイアウト、デザイン等であること。
- (2)編集・デザイン・レイアウト 名張市の意向を反映させるとともに、常に積極的な提案を行うこと。
- (3) 校正·確認
 - ア 校正は、原則3回以上行うこと。
 - イ 校正作業は、名張市が校了と判断するまで行うこと。

第4 その他

1 本契約に基づく成果物の所有権は、名張市へ成果物の引き渡しが完了したときに移転するものとし、成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、成果物の引き渡しをもって名張市に譲渡されるものとする。また、受注者は、成果物

に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。

- 2 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。 ただし、あらかじめ名張市に承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 本業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生 じたときは、名張市に不利益が生じないように受注者の責任においてこれ を処理するものとする。
- 4 受注者は、本契約の履行にあたり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- 5 データ作成の過程において誤記等が生じた場合は、受注者が確実に責任 をもって速やかに対応するものとする。
- 6 本仕様書に定めのない事項については、名張市と受注者が協議するもの とする。